

湖北水道企業団監査基準

令和2年9月24日

湖北水道企業団監査委員訓令第1号

監査委員 谷田川 泰

監査委員 大山 進

目次

第1章 一般基準（第1条～第6条）

第2章 実施基準（第7条）

第3章 報告基準（第8条～第11条）

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 湖北水道企業団（以下「企業団」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、企業団の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ正確であるか監査すること。

(2) 請求又は、要求に基づく監査

地方自治法（以下「法」という。）第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第7項並びに第235条の2第2項の規定による監査の請求又は要求があった場合、事務の執行が法令に適合し、かつ正確であるか監査すること。

(3) 現金出納の検査

毎月の現金出納事務が正確に行われているか検査すること。

(4) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 資金不足比率審査

資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、企業団の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、企業団の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

第2章 実施基準

(監査等の種類、対象、時期)

第7条 湖北水道企業団監査委員条例によるものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第8条 監査委員は、定期監査等に係る監査の結果に関する報告を作成し、企業長に提出するものとする。

- 2 監査委員は、毎月の現金出納の検査結果に関する報告を作成し、企業長に提出するものとする。
- 3 監査委員は、決算審査及び資金不足比率審査を終了したときは、意見を企業長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第9条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の実施内容
 - (5) 監査等の結果
- 2 前項第5号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 定期監査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 毎月の現金出納の検査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり検査した限りに

において、現金の出納事務が正確に行われていること。

- (3) 決算審査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (4) 資金不足比率審査 資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(合議)

第10条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（定期監査等に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 決算審査に係る意見の決定
- (4) 資金不足比率審査に係る意見の決定

(公表)

第11条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

附 則

この基準は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。